

本日公表しました、「令和5年度通級による指導実施状況調査」の結果を踏まえて、ご留意いただきたい事項についてお示ししておりますので、関係各位におかれては、適切に御対応いただくようお願いいたします。

7 文科初第 1012 号
令和 7 年 7 月 16 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

「令和 5 年度通級による指導実施状況調査」の結果について（通知）

日頃より、特別支援教育の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび御協力いただきました標記調査結果が取りまとまりましたので、別添のとおり送付させていただきます。

本調査結果を受け、特別支援教育体制の更なる充実を図るため、各教育委員会等において御留意いただきたい事項を下記のとおり整理しました。ついては、当該内容を十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本通知の内容について周知を図るとともに、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

文部科学省におきましても、各学校等において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が実施されるよう、関連施策等の充実に努めてまいりますので、関係各位におかれては引き続きの御理解と御協力をお願いします。

記

1. 通級による指導の一層の充実に向けた取組について

調査結果において、令和 5 年度に通級による指導を受けている児童生徒数は、全体で 203,376 人（前年度比 5,033 人増）であり、そのうち、公立小学校で 166,403 人（前年度比 1,835 人増）、公立中学校で 34,393 人（前年度比 2,878 人増）、公立高等学校で 2,327 人（前年度比 314 人増）であり、小学校・中学校・高等学校の全てにおいて前年度より増加している。

(通級による指導の意義の理解)

- 調査結果を踏まえ、通級による指導については、本人や保護者がその仕組みや意義等を理解し、納得した上で指導を受け、本人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるようにすることが重要である。このことを前提に、各教育委員会においては、各学校が通級による指導を積極的に実施できるような体制の整備に加え、通級による指導を受けることが必要と判断した児童生徒が指導を主体的に受けることにつながるよう、児童生徒や保護者に対してその意義等の分かりやすい説明に努めること。

(自校通級等の促進)

- また、児童生徒が在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導の一層の促進にも取り組んでいただきたい。

2. 特に中学校・高等学校における通級による指導の促進について

調査結果において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は、公立小学校で14,620校、公立中学校で4,741校、公立高等学校で423校である。また、それぞれの学校数全体を母数としたときの通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数の割合は、公立小学校では77.5%であるが、公立中学校で50.8%、公立高等学校では12.1%となっている。通級による指導が十分に実施されていない都道府県も見られ、通級による指導の実施状況に地域差が存在している。

(中学校における通級による指導体制の充実)

- この点、令和4年度に文部科学省が実施した、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によれば、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒は、小学校・中学校において全体の8.8%となっている。このこと及び今回の調査結果を踏まえ、全ての中学校に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、各教育委員会においては通級による指導体制の充実に努めること。

(高等学校における通級による指導体制の構築)

- 高等学校についても、同じく令和4年度の調査結果によれば、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒は全体の2.2%となっている。高等学校における通級による指導は、平成30年度から制度化されたことも踏まえ、各教育委員会においては、通級による指導の制度をはじめ、その必要性や意義について本人・保護者への普及・周知に努めること。また、「個別の教育支援計画」の引継ぎなど、義務教育段階での特別支援学級や通級による指導等との関係に留意していただくとともに、特別支援学校のセンター的機能も十分に活用するなど、指導体制の構築に努めていただきたい。

(※1) 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」（令和5年3月13日付け4文科初第2441号初等中等教育局長通知）



https://www.mext.go.jp/content/20230313-mxt_tokubetu02_000028093_04.pdf

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和5年3月13日）



https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html

(※2) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年8月27日付け30文科初第756号初等中等教育局長通知）



https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653_01.pdf

(※3) 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

(添付資料)

「令和5年度通級による指導実施状況調査の結果について」

【本件連絡先】

・本通知に関することについて

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 企画調査係

TEL: 03-5253-4111 (内線 3193)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp